

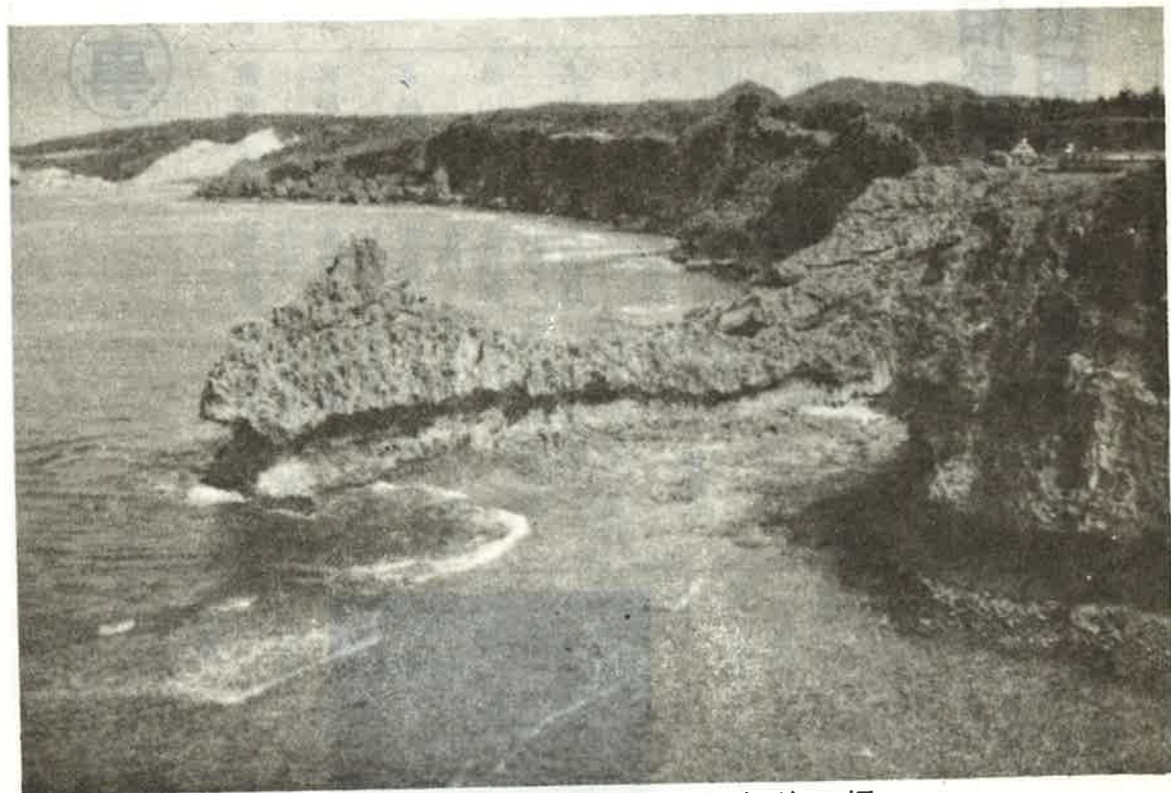


村章



昭和50年5月発行

(恩納村人口)
昭和50年4月末
人口 8,319(+6)
男 4,217(-3)
女 4,102(+9)
世帯数 1,923(+4)
()内は前月比



沖縄観光名所に指定された真栄田岬
1964年(昭和39年)1月12日指定される

恩納村役場電話番号

村長室	098966-8345	経済課	} 098966-8111
総務課	〃 8342	建設課	
企画課	〃 8340	教育委員会	〃 8126
住民課	〃 8101	救急	〃 8228
税務課	〃 8341	保育所	〃 8322
出納室	〃 8343	給食センター	〃 8188

恩納村役場
恩納村字恩納2451番地
企画課編集発行
印刷・巴印刷所



歯をよくみがいて
虫歯などを防ごう

ハハハ一家は
みんな朗らか



飼いだ心得
犬は確実に
つなぎ
ましよう

自然はみんなのもの



火災
救急は

6~8228番へ

役場人事

恩納村常備消防設置及び上水道事業経営に伴い新職員十三人の採用と配置、それに職員の一部配置替を行い五月一日づつで発令した。

◎ 採用と配置

- 伊波 栄清 総務課 (消防職) 住所 字塩屋一六八〇番地
- 久場 千俊 総務課 (消防職) 住所 字山田七六番地
- 池原 豊三 住民課 (事務職) 住所 字恩納三四八四番地
- 金城 繁夫 総務課 (消防職) 住所 字真栄田三三一番地
- 池宮城 秀光 総務課 (事務職) 住所 字恩納三四〇五番地

- 漢那 清彦 税務課 (固定資産評価事務) 住所 字名嘉真三六一番地
- 喜納 正美 総務課 (消防職) 住所 字前兼久八六八番地
- 嘉納 宗男 建設課 (水道事務職) 住所 字名嘉真二六一八番地
- 当山 佳辰 総務課 (消防職) 住所 字安富祖五四番地
- 名城 和夫 建設課 (水道事務職) 住所 字南恩納六〇七二番地
- 石川 晴夫 総務課 (消防職) 住所 字谷茶二七番地
- 山城 辰男 総務課 (消防職) 住所 字前兼久二〇四番地
- 仲嶺 真人 総務課 (消防職) 住所 字名嘉真三三三一番地



津嘉山朝信氏

行政相談委員に 津嘉山朝信氏委嘱される

津嘉山朝信氏(写真)が、去る四月一日付をもって行政管理庁長官から当村担任

◎ 配置替

当山 義博 税務課固定資産評価事務職から消防職へ
当山 加代子 住民課受付係から出納室事務職へ
当山 徳安 総務課職員共済事務職から消防職へ、それぞれ異動した。



職員採用筆記試験状況

当の行政相談委員に委嘱されました。行政相談委員の仕事は、国の役所、公庫及び公団等が行う事務及び国の補助委任を受けて県、市町村が行う事務に対する(市・町・村) 民の苦情、不平、不満等を受けて、その解決に当たるいわゆる役所と住民のパイプ役として「苦情なくして明るい生活」をモットーに行政運営の改善、民主化を推進する重要な仕事です。

納税のお知らせ

(市・町・村) 民の方で、役所の仕事のこと、「テキパキやってもらえない、こうしてほしい、納得できない」等の悩みがありましたら、同委員に気軽に御相談下さい。
相談は、口頭、手紙、電話等で結構です。なお、相談は、無料で、秘密扱いに

します。
ご相談は、こちらへどうぞ
委員名 津嘉山 朝信
住所 恩納村字恩納二四五一番地
電話 〇九八六六一八一七

恩納村の皆さん、お元気ですか。昨年度は納税にご協力くださいまして、ありがとうございます。
今年度も第一回目の村税の納期が近づきました。五月は昭和五〇年度分の軽自動車税と固定資産税の一期分を納める月になっています。

「早目に納税、明るい家庭納めてすっきり、ゆたかな暮らし」
!! さあ、納期限におくれないうち、早目に納めましょう!!

サラリーマンと税金

サラリーマンの収入である給料やボーナスにかかる税金には、国税である所得税と地方税である都道府県民税、市(区)町村民税とがあります。

サラリーマンが負担するこれらの税金は、給料やボーナスを支給するとき源泉徴収されることになっていますので、サラリーマンのなかには、自分の税金を計算するしかたがよくわからないという方が案外多いようです。
そこで、サラリーマンの給与にかかる所得税について、その計算のしくみを説明いたしましょう。

一、所得と税金の計算

サラリーマンが一年間に支給された給料やボーナスなどの収入金額から、給与所得控除額を差し引いた残りを給与所得とします。
その給与所得から、基礎控除額や扶養控除額などの所得控除額を差し引いた残額に税率をかけて算出したものが所得税額というわけです。

(1) 所得とは

税法上、所得の種類に応じ、所得の計算方法がそれぞれ決められていますが、一般に、所得というのは、収入そのものではなく、収入からその収入を得るために要した費用など、

税法で認められた必要経費を差引いた残額のことです。

例えば、商店の場合ですと、収入と
いうのは売上代金のことをいい、売
上から、商品の仕入代金や店員に支
払う給料などの必要経費を差引いた
残額が所得ということになります。

サラリーマンの場合は、必要経費
の代りに、給料などの年間収入金額
に応じて、概算的に一定額を控除で
きる給与所得控除というものが認め
られています。

給与所得控除額の計算は次のよう
に決められています。

① 給与などの収入金額が一五〇万
円までの場合は：(収入金額×四
〇%)

ただし、その金額が五〇万円未
満の場合は、五〇万円となります。

② 給料などの収入金額が一五〇万
円を超え三〇〇万円までの場合は

：(収入金額×三〇%+一五万円)

③ 給料などの収入金額が三〇〇万
円を超え六〇〇万円までの場合は
：(収入金額×二〇%+四十五万円)

④ 給料などの収入金額が六〇〇万
円を超える場合：(収入金額×
一〇%+一〇五万円)

なお、実際の計算に当たっては、給
与収入が三〇〇万円未満の場合は速
算表を使うことになっています。

このサラリーマンの給与所得控除
には、いろいろな要素が含まれてお
り、サラリーマンの必要経費の概算
額を控除するという意味のほか、給
料やボーナスによる給与所得は、サ
ラリーマンが死亡した場合、直ちに

収入のとだえる性質のものであるか
ら、拒税力が弱いということ、さら
に、毎月の給料から源泉徴収される
ので商店の経営者などに比べて早く
納税していることによる金利分も考慮
して決められています。

(2) 所得控除とは
所得税は、一定の所得水準以下の
人にとって過重にならないように配
慮するとともに、納税者の個人的な
事情に応じて税の負担能力が異なる
ことに着目して、税額を計算するう
えで所得から差引く所得控除が認め

られています。

この所得控除には、雑損控除、医
療費控除、社会保険料控除、小規模
企業共済等掛金控除、生命保険料控
除、損害保険料控除、寄付金控除、
障害者控除、老年者控除、寡婦控除、
勤労学生控除、配偶者控除、扶養控
除及び基礎控除の一四種類がありま
す。

なお、五〇年度の税制改正で、こ
れらの控除のうち、配偶者控除、扶
養控除、基礎控除がそれぞれ二六万
円に引上げられ、障害者控除、老年
者控除、寡婦控除、勤労学生控除が
それぞれ二〇万円に、特別障害者控
除が二八万円に、扶養控除のうち、
七〇歳以上の老人の場合、適用を受
ける老人扶養控除が三二万円に引上
げられました。

(3) 税率
所得税額は、所得金額から所得控
除額を差引いた残額(課税所得金額)
に、税率をかけて算出するわけです
が、この税率は、課税所得金額六〇
万円以下の金額に対する一〇%の税

率を最低とし、八〇〇〇万円を超え
る金額に対する七五%の税率までの
超過累進税率となっています。

二、源泉徴収と年末調整

サラリーマンの給与に対する所得税
は、給料やボーナスの支給のときに源
泉徴収されることになっています。

この源泉徴収は月々における予定計算
によって徴収するので、その年中に、
給与のベースアップや扶養親族の異動
などがあったり所得控除などの適用の状
況が変化すると、この予定計算による
源泉徴収税額と、一年間の確定税額と
の間に差が生じるようになります。

このため、給料やボーナスの年収が一
千万円以下の人については、その年の
最後に給与の支払を受けるときにこの
調整が行われ、これを年末調整とい
います。

この年末調整によって、税金を納め
過ぎている人は還付を受け、不足して
いる人は追加して税金を納めることに
なります。

したがって、給与のほかに所得がな

い普通のサラリーマンについては、年
末調整によって課税関係が完了するた
め、確定申告をしなくてもよいことにな
っています。

相続税のあらまし

人が死亡すると、その人が持っていた
財産や債務は相続人が引継ぎます。

これを相続といいますが、そして、その相
続人が引継いだ財産には相続税がかかり
ます。五〇年度の税制改正では、相続税
の負担が大幅に緩和されましたので、改
正点を中心に相続税の計算のしかたなど
について説明しましょう。

(相続人)

相続人については、民法で定められて
いますが、普通の場合は死亡した人の配
偶者と子です。子がいないときは、配偶
者と直系尊属(父母や祖父母)か、子も
直系尊属もいないときは、配偶者と兄弟
姉妹が相続人となります。

なります。これを代襲相続といえます。
遺産は、相続人の協議によって、どの
ようにでも分割できますが、民法では、
法定相続分が定められています。

例えば、相続人が配偶者と子の場合、
配偶者三分の一、子三分の二です。

(相続税の計算)

正味の遺産総額が、遺産に係る基礎控
除額を超えるときは、相続税がかかります。
その計算は次のように行います。

1. まず、各相続人が引継いだ財産の価
額から、債務や葬式費用を差し引いて各
人の正味の遺産額を計算します。

そして、それを合計して正味の遺産総
額を計算します。

2. つぎに、正味の遺産総額から、遺産
に係る基礎控除額を差し引いて課税遺産
額を算出します。

基礎控除額とは、定額控除額と法定
相続人比例控除額の合計額です。

定額控除額は、三、〇〇〇万円
法定相続人比例控除額は、四〇〇万
円に法定相続人の数をかけた金額です。

この場合の法定相続人の数は、相続

放棄をした人がいても、その放棄がなかったものとして数えます。

3. 2で計算した課税遺産額を、各相続人が、それぞれの法定相続分に応じて引継ぐものと仮定して、各相続人の課税遺産額を計算し、それにそれぞれ税率をかけて税額を算出します。

その税額を合計したものが相続税の総額となります。

相続税の税率は、超過累進税率として、各人の課税遺産額が多くなるにつれて段階的に高くなるしくみになっています。

4. 各相続人が納める税額は、3.で計算した相続税の総額を、各相続人が実際に引継いだ正味の遺産額の割合に応じてあん分したものです。

5. 相続人が配偶者や未成年者、心身障害者などの場合には、4.で計算した各人の税額から、次のような税額控除が行われます。

(1) 配偶者の税額控除
配偶者の場合は、引継いだ正味の遺産額のうち、すべての相続人が引継いだ正味遺産合計額の三分の一相

当の金額までに対する相続税が控除されます。

なお、その三分の一相当額よりも四〇〇〇万円の方が多いときは、四〇〇〇万円までに対する相続税が控除されます。

(2) 未成年者控除

未成年者の場合は、三万円にその未成年者が二〇歳に達するまでの年数をかけて算出した金額が控除されます。

(3) 障害者控除

心身障害者の場合は、三万円（特別障害者の場合は六万円）に、その障害者が七〇歳に達するまでの年数をかけて算出した金額が控除されます。

(その他の改正点)

1. 農地に対する相続税の納税猶予
農地を相続した人が、引継いで農業を経営する場合には、一定額の相続税の納税が猶予されます。

そして、その人が、二〇年間農業を継続した場合や、死亡した場合には、

その納税の猶予を受けていた税金は免除されます。

2. 死亡退職金の非課税限度

死亡退職金の合計額のうち、二〇〇万円に法定相続人の数を乗じた金額が非課税となります。

3. 死亡保険金の非課税限度

死亡保険金の合計額のうち、二五〇万円に法定相続人の数を乗じた金額が非課税となります。

(相続税の申告と納付)

相続人の申告は、死亡した日の翌日から六ヶ月以内に行うことになっています。申告書の提出先は、死亡した人の住所地の所轄の税務署です。

相続税の納付は申告期限内にすることになっています。しかし、納める税額が、五万円を超えている場合で、一度に納めることができないときは、五年（特別の場合は最高一五年）以内の年賦で納める延納の方法や、また、金銭で納めることが困難な場合には、相続した財産で納める物納の方法があります。

延納や物納をしたいときは、相続税の申

告期限内に申告書を提出して、税務署長の許可を受けることになっています。

なお、延納によって相続税を納める場

**恩納村国民健康保険
高額療養費支給制度発足について**

高額療養費支給制度は、第七一回国会において成立し、昭和四十八年九月二十六日法律第八九号として公布された健康保険法等の一部改正する法律により、同年十月一日より発足することとなり、具体的内容は、法律の規定に基づき政令（健康保険法等の一部を改正する政令 昭和四十八年政令二八八号）で定められた。

これらの法令の整備により、高額療養費支給制度は、日雇労働者健康保険を除く被用者保険について、昭和四十八年十月一日から発足するとともに、地域医療保険である国民健康保険においても、法定給付として、全保険者（市町村または国民健康保険組合）で完全実施する期限

合には、延納期間中は延納税額について利子税（通常は年六六%）がかかります。

が昭和五〇年十月一日までと定められ、それまでの間は、各市町村等保険者が条例等で定めるところにより給付する任意給付として実施されることになったが、当村では、昭和四十九年十月一日より高額療養費支給制度を発足することになりました。

どのような場合に高額療養費が支給されるか!!

**国民健康保険条例
(高額療養費)**

第六条の二 被保険者が同一の月に同一の病院、診療所、薬局その他の者につ

いて受けた療養に係るこの条例による一部負担金の額（国民健康保険「昭和三十三年法律第一九二号以下『法』という」第四十四条の規定により減額の措置がとられた場合にあつては、減額された後の一部負担金の額または、同法第五十四条第三項の療養に要する費用の額（以下単に「療養に要する費用の額」という。）が療養費の額を控除した額が三万円を超えるときは、世帯主に対し、当該超過額に相当する額を高額療養費として支給する。同法第五十六条第二項の規定により差額が支給される場合において、同項に規定する一部負担金の額または、療養に要する費用の額から同項に規定する療養費の額が三万円を超えるときも同様とする。

三、 歯科診療および歯科診療以外の診療をあわせて行う医療機関ならびに医療法（昭和二十三年法律第二〇五号）第四条第一項に規定する総合病院は、前項の規定の適用については歯科診療および歯科診療以外の診療または、診療科名を異にする診療につき、それぞれ別個の病院または診療所とみなす。

三、 被保険者が療養取扱機関で、老人福

祉法（昭和三十八年法律第一三三号）による老人医療費の支給その他健康保険施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第六十三条の五に定められた医療に関する給付が行われるべき療養を受けた場合には、高額療養費として世帯主に支給すべき額の限度において、当該被保険者が当該療養に関し当該療養取扱機関に支払うべき費用を世帯主に代わり、当該療養取扱機関に支払うことができる。

四、前項の規定による支払があったときは、世帯主に対し高額療養費の支給があったものとみなす。

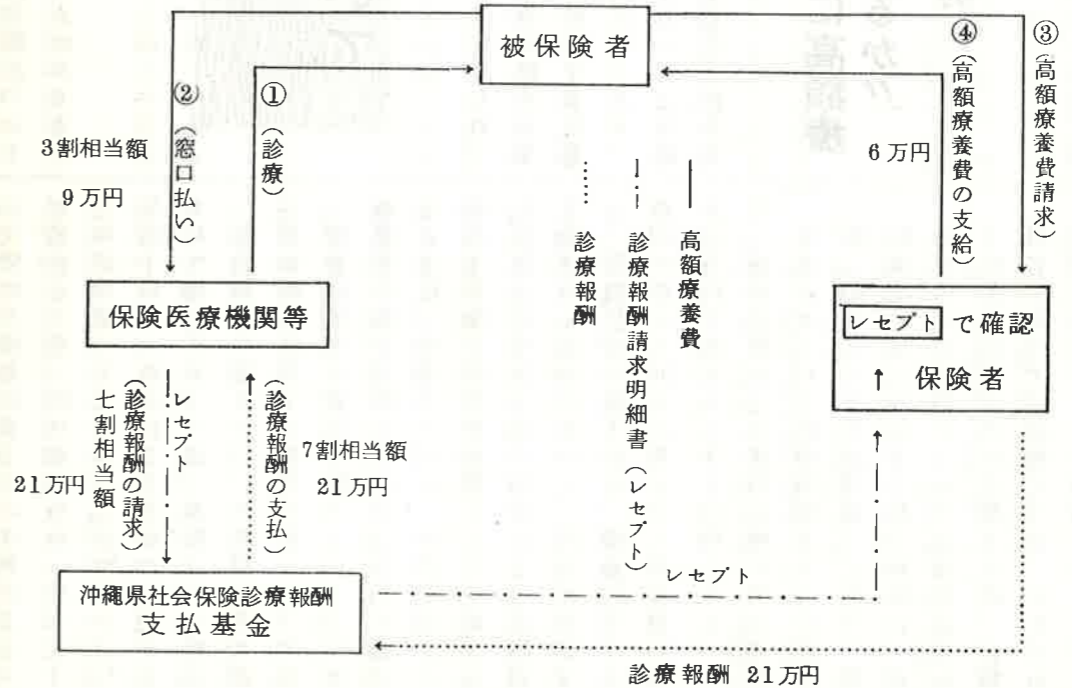
高額療養費は誰に支給されるか!!

国民健康保険の保険給付は、すべて、被保険者本人に支給される。
したがって、高額療養費の支給申請書は被保険者本人の名義で作成し、保険者（恩納村役場）請求することになります。

高額療養支給制度における事務の流れ

医療費 30 万円の場合

3万円 自己負担分	6万円 高額療養費として払戻し	21万円 7割
--------------	--------------------	------------



保険税はこのようにして計算されます

国民健康保険事業の費用は、保険税と国の負担金及び補助金等によってまかなわれています。
保険税は、その年の医療費（被保険者が医療機関にかゝることによって村が負担する費用）の見込額をもとにして課税する総額を定め、これを所得割額、資産割額、被保険者均等割額、世帯別平等割額の四つの要素にあん分して賦課されます。

○ 納税通知書は年二回発送されます
保険税は、毎年四月一日現在で計算されますが、実際には課税の対象となる前年の総所得金額は、この時期には確定しておりません。
そこで次の方法により暫定課税（仮決定）し、確定（本決定）後に更正するため二回に分けて通知書を発送します。

1期	前年度の保険税額を納期(4)の数で除して得た額 四月に通知書を発送
2期	本年度確定税額から一期、二期分を差し引き十月に通知書を発送します。これを三期・四期の二回に分けて納めていただきます。
3期	
4期	

簡易生命保険の積立金は公共施設に融通されます

簡易保険は、大正五年十月一日、全国の郵便局でとり扱って以来、非営利の国営保険として創業されています。
沖縄県でも、復帰した日の昭和四十七年五月十五日から県民福祉のため、簡易保険業務が開始されました。

この簡保資金の運用は、公共の利益となるように、国民の福祉を増進する公共施設に融資されており、とくに資金の三五%は、地方還元の見地から地方公共団体への融資にあてられています。
恩納村でも、この簡保資金の長期(25年)

融資を受けて、次のような教育施設が完成しています。

施設名	融資額
(1) 安富祖校体育館	九六〇万円
(2) 仲泊小学校校舎	一七〇万円
(3) 山田小学校校舎	二五〇万円
(4) 仲泊校校地造成	三、九四〇万円
合計	五、三二〇万円

裁判所広報テーマ

○ 支払命令について

A (先生) B (学生) C (相談者)
C「一年ほど前に、取引先のDさんに五〇万円を貸したのですが、支払期限が過ぎたので先日、Dさんに催促いたしましたら、Dさんは金がないから払えないの一点ばり、返してくれそうにありません。ところが、Dさんは最近商売がうまくいって、金回りもいいはずなのに、裁判を起こそうと思うのですが、知人が言うには、こういう場合、支払命令という便利な制度があるということですが

ので、この制度についてお教えください。

A 「支払命令の制度というのは、普通の訴訟手続によらないで、判決と同じように金銭などの支払を命ずる裁判所の命令、すなわち「支払命令」を得るために認められている特別な制度です。この手続によると、債権者が簡単な方法で、しかも少ない費用で、時間をかけずに裁判所から命令をもらって、この命令に基づいて強制執行をすることが出来るわけですから、債権者にとっては大変便利な制度ということができます。」

B 「先生、そうしますと、例えば、土地、建物の明渡しを求める請求についても、この支払命令をもらって強制執行できるわけですか。」
A 「それはできません。今、言ったように、支払命令の手続というのは、簡易迅速に債権者の権利を実現させる特別の手続ですから、○さんの場合のように、金銭の支払を求めたり、あるいは、米や石炭などのように一定の種類、品質のもの交付を求めるなど、誤って強制執行をしても取り返しのつかないような結果になることの少ない請求についてのみ認められるのです。」

められるのです。」

C 「支払命令の裁判は、簡単な方法で行われるというのですが、どうやって申し立てたらいいのですか。」

A 「支払命令の裁判は、債務者の住所の簡易裁判所が取り扱うことになっていきますから、○さんの場合は、債務者Dさんの住所地の簡易裁判所に対して、書面又は口頭で、だれに対して、どういう理由で、幾らの金銭の支払を求めるかということ等を申し立てればよいわけです。」
C 「裁判は費用がかかると聞いていますが、支払命令の申立てをするには、幾らの手数料を納めたらよいのですか。」

A 「支払命令の申立ての場合は、普通の訴訟を起こす際に訴状にはる印紙の半額を納めればよいことになっていますから、○さんが五〇万円の支払を求めるには、普通の訴訟の場合に納める印紙額四、四〇〇円の半額二、二〇〇円を納めることとなります。」

C 「ところで、この手続は、どのように行われるのですか。」

A 「支払命令の申立てを受けた裁判所は、その申立てが法になかったものであ

るかどうか、理由があるかどうかについて判断することになります。この手続では、訴訟の場合と違って、原則として債権者、すなわち○さんの提出する申立書だけでその請求が一応理由あるものと認められれば、支払命令という裁判をします。この場合、相手方、すなわち債務者Dさんの言い分は聞きませんから、手続は迅速に行われるわけです。」

B 「しかし、債務者の言い分を聞かないのは不公平ではありませんか。」
A 「確かに、支払命令の裁判は、債権者の言い分だけに基づいて行われるので、債務者に、既に支払済みであるとか、まだ支払期限がきていないというような言い分がある場合は困るわけです。そこで、支払命令の裁判は、債権者及び債務者双方に送らなければならず、債務者の方で不服があるときは、支払命令の送達の日から二週間以内に、支払命令に対して異議の申立てをすることが出来るようになっており、法になかった異議の申立てがあれば、支払命令の効力は失われることになっています。」

B 「異議を述べなかつたらどうなるのかどうか、理由があるかどうかについて判断することになります。この手続では、訴訟の場合と違って、原則として債権者、すなわち○さんの提出する申立書だけでその請求が一応理由あるものと認められれば、支払命令という裁判をします。この場合、相手方、すなわち債務者Dさんの言い分は聞きませんから、手続は迅速に行われるわけです。」

ですか。

A 「債務者が支払命令の送達の日から二週間以内に、異議の申立てをしないときは、裁判所は、債権者の申立てにより、支払命令について「仮執行の宣言」という裁判をします。この仮執行の宣言の裁判がされずと、債権者は、その支払命令によって直ちに強制執行をすることが出来るようになります。」

ところで、この仮執行の宣言のついた支払命令もまた、債権者、債務者双方に送られます。そして、債務者は、ここで再び異議を述べる機会が与えられます。もし、債務者が仮執行宣言のついた支払命令が送達された日から二週間以内に異議の申立てをしませんと、結局、この支払命令は、普通の訴訟で確定した判決と同じ効力をもつこととなります。」

B 「結局、支払命令の裁判は、債権者の言い分だけに基づいて行われる代わりに、債務者が不服ならば異議を述べて、支払命令の効力を失わせることが出来るわけで、しかも、異議の申立ての機会が二度与えられるということになるわけですね。ところが、この異議申立ては、ど

のようにするのですか。」

A 「この異議の申立てには、一定の方式があるわけでなく、支払命令を発した簡易裁判所に対して、書面又は口頭で異議がある旨を申し出ればよいことになっています。だから、債務者としては、支払命令が送られてきたときに、漫然としてこれを放置し、強制執行をされてからあわてることのないように、十分に注意する必要があります。」

C 「債務者が異議を述べると、どうなるのですか。」

A 「法律になかった異議の申立てがされると、それが仮執行の宣言の前であるか後であるかで多少違いますが、いずれの場合にも最初から普通の訴訟を起こしたのと同じになり、事件は普通の訴訟手続によって審理されることとなります。元来、支払命令の制度は、○さんの場合のように、債務者Dさんがお金を借りたことを認めながら、支払わないというように、債権者の言い分自体については債務者が争わないような事件について実効があるわけで、債務者が債権者の言い分を争っているような場合には、普通の訴

訟を起したり、お互いに話し合いで争いを解決するために調停を申し立てたりする方が適切であるといえましょう。」

B 「民事上の紛争を解決するために設けられた各種の手続は、それぞれの特色をよく考えて、事件の実情に応じて最も適切な手続を選ぶことが大切だということになりますね。」

ところで、この支払命令の手続はどの程度利用されているのですか。」

A 「昭和四十八年度に支払命令の裁判を受けた債務者の数は全国で約一九万人のほり、そのうち約二万五、〇〇〇人が仮執行宣言前に、約二、〇〇〇人が仮執行後に異議の申立てをしています。」

C 「大変よく分かりました。早速、支払命令の申立てをしたいと思えます。」
A 「詳しいことは、簡易裁判所に行ってお聞きになることがよいでしょう。」
B・C 「どうも、ありがとうございます。」

